

令和2年(ワ)第2509号

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー

被告 天羽 優子

答弁書

令和2年12月8日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽 優子

記

第1 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 1項のうち、被告が受け取った原告のメールを承諾無しに URL <http://www.cml-office.org/wwatch/claim/case02/comment01.html> でアクセスできるウェブページに掲載したことは認める。それ以外は争う。
- 2 2項については不知。
- 3 3項については争う。
- 4 4項については不知。
- 5 5項については争う。
- 6 6項については不知。
- 7 7項について、「名誉毀損に該当する」は不知。「小波氏に右翼を呼ぶぞ」の文言の通りに書いた事実はない。越谷警察署が捜査を行ったかどうかは不知。

### 第3 被告の主張

1 甲第1号証は、本件訴訟で争うことになる全文引用の是非以前に、被告がそもそも引用の要件を全く満たさない形で原告のメールを利用したように見えるものとなっている。しかし、実際にウェブページを閲覧したときには、被告が受信したメールの引用部分の背景色は水色（一部強調した部分はその旨記載した上で薄い黄色）、被告が送信したメールの引用部分の背景色は薄い黄色、やりとりに対して被告が加えた意見論評は背景色が白色となって表示される。正しい閲覧イメージを、乙第1号証として提出する。

2 訴状には法人の代表者印が押印されており、代表者代表取締役の名前で提訴している。原告は法人である株式会社ウルフアンドカンパニーであり、代表取締役である大竹誠一氏個人ではないということで間違いは無いか。

提訴に先立って、被告は原告から甲第1号証のウェブサイトに掲載した原告のメール部分の削除を求めるメールを受け取っており、そのメールには「天羽さんと私のメールのやり取りで私が作成した文章は貴女とのメールのやり取りを想定しています。」と書かれていた（乙第2号証）。たとえば「天羽さんと弊社のメールのやりとり」「弊社が作成したメール」等と書いてやりとりの主体が法人であることを明示するかわりに、「私のメールのやりとり」「私が作成したメール」と書いた事実と、請求の原因第3項で代表取締役個人のメールアドレスについて権利侵害を主張していることを併せると、被告が受け取ったメールは大竹誠一氏個人の私的なメールであり、やりとりの主体が法人である原告ではなく、大竹誠一氏個人であるとも受け取れるが、訴状では原告が法人となっている。メールによる削除要求の内容と、本件訴訟の原告が法人であることの間食い違いがあるように見える。

原告が法人である株式会社ウルフアンドカンパニーなのか、大竹誠一氏個人なのかを、まずは、明らかにしてほしい。

なお、答弁書中では、表現の煩雑さを避けるため、相手方を便宜上「原告」ととのみ書いているが、他の項で法人か個人かについて問うている内容については、「原告あるいは原告代表取締役」の意味である。被告から、法人と個人の行為の振り分けについて、現段階で何かを決めたり同意したりしたつもりは全く無い。

3 甲第1号証で原告がボールペンで囲った特定箇所及び乙第1号証の背景が水色の部分で示された原告のメールの内容には、主に原告が扱っている商品の普及状況について書かれているものもあれば、原告代表取締役が裁判所の門の前で自撮りしたらしい写真を送信したものや、原告代表取締役が関わっている他の訴訟に言及したものもあり、これら全てを法人著作物であると考えて良いのか、はつきりしない。

そこで、被告が受け取ったメールを引用した部分それぞれについて、著作者が

法人あるいは大竹誠一氏個人のいずれであるかを確認したいので、著作権法 15 条の法人著作であるかどうか、著作権（財産権）と著作者人格権が共に法人に帰属しているかどうかを、まずは明らかにしてほしい。法人著作でない場合は、著作権（財産権）と著作者人格権それぞれの帰属を、引用してあるメール 1 通ごとについて、どのように主張するつもりであるか、明らかにしてほしい。

- 4 請求の原因 3 項に「当社の個人情報」とあるが、この意味が不明である。会社それ自体に個人情報が結びつくことは想定できないし、会社（法人）が管理する（他人の）個人情報という意味であれば、個人情報の侵害に対して権利主張できるのは当該情報の結びついた個人であって、法人ではない。原告が大竹誠一氏個人ではなく法人である株式会社ウルフアンドカンパニーであるならば、原告は、この項については侵害を主張する適格がない。

また、仮に、メール引用部分の著作者が法人であるとした場合、法人が作成したメールの送信元は個人ではなく法人のものだと考えるのが普通であろう。さらに、メールは、これまで原告と被告に全く接点が無かった状態で、一方的に原告から送信されたものである。送信の作業を行ったのは原告の代表取締役であるので、たとえば原告の広報用メールアドレス等を使ってメールを送信することはいつでも自由にできたはずである。このような状況で、いち個人である被告に、法人が送信に用いたメールアドレスについて個人情報としての管理・秘匿義務が生じると原告が主張するのであれば、根拠となる条文を示して、どのようにその義務が生じるのか明らかにしてほしい。

- 5 原告と被告とは 2020 年 6 月頃まで何の接点もなかった。被告が専門家として BuzzFeed というウェブメディアの取材に応じ、人が吸入する条件での次亜塩素酸水噴霧を推奨しないという一般的な意見を述べ、それが記事として公開されたことに対し、原告が被告に対して、被告が意見をとりあげた上で原告が扱っている商品を安全だと宣言しなければ提訴する、という内容のメールを一方的に送りつけ始めたということが、本件訴訟の背景である。なお、記事中には、原告も、原告が扱っている商品名も全く出てこない。原告は、被告以外の、次亜塩素酸水噴霧に批判的な研究者や医師に対しても、意見を取り下げて原告の商品を安全だと言わないと提訴するという内容のメールを送信したり、YouTube という動画配信サイトのコメント欄に投稿したりすることを、繰り返し行った。

次亜塩素酸水噴霧については、行うべきでないという 3 省庁合同の見解が既に出され、それ以前からも、消毒薬の空間噴霧は推奨しない、というのが、WHO の見解であり、病院や看護施設における標準的な消毒マニュアルの記載であった。次亜塩素酸水の空間噴霧に対して専門家が学問的見地から批判的な意見を出すことは、憲法 21 条からしても全く自由である上、社会貢献活動として評価されるべきものである。また、商品の表示や効果効能について、広く自由な議論や検討が行われることは、消費者保護の観点からも必要なことである。そのような議論を、商売に差し障るという理由で、科学的議論ではなく訴訟をもって黙らせ

ようとするのは、原告の横暴という他はない。被告とともに取材に応じて次亜塩素酸水噴霧に批判的な意見を述べた訴外小波秀雄京都女子大名誉教授も、被告と同様に原告の訴訟予告を受け、交渉事件として弁護士に依頼したため、現実に費用も手間も発生するという損害を受けている。訴訟をちらつかせて専門家の意見を変えさせようとする原告にきちんと反論し、かつ、そのことを広く知らせておかないと、必要な議論や批判が、原告が個別に行っている訴訟の予告によって萎縮させられてしまうおそれがある。

そこで、被告は、原告が送信した、訴訟を予告するメールを全文引用し、被告からの返信と、解説やコメントを追加したウェブページを制作し、公開したところ、著作権を侵害しているという理由で本件訴訟を提起されることとなった。

訴訟する理由が全く無かったにもかかわらず、訴えるぞという内容のメールを繰り返し被告に送信した上、メールを引用して被告に批判されたら、著作権を理由に批判を封じようとする原告の行動には、全く理がないことは明らかである。

- 6 原告は、被告が引用したメールについて、著作権法上の著作物であるという前提に立った上で、「複製権」「公衆送信権」および「公表権」を侵害したと主張している。しかし、メールはどれも短く、書かれているのは、被告が原告の要求のままなければ提訴するという内容や、原告の代表取締役は本人訴訟が得意である、という主張と、次亜塩素酸水の効果や商品採用実績を簡単に紹介したものである。このような内容について、創作性を認めることは困難であり、被告が引用したメールは著作権法上の著作物とはいえない。
- 7 仮に、被告が引用したメールが原告の著作権法上の著作物であっても、被告の引用は、著作権法に照らして適法である。なぜなら、原告は、自ら、誰でも読める YouTube のコメント欄に、被告に送信したメールと同様の内容を書き込んで公開しているからである。さらに、原告は、複数の人物に、被告に送信したものと同様の内容の訴訟を予告するメールを送信している。被告によるメールの引用が、形式的には、未公開のメールを無断で公開した行為となっても、公開した内容は、原告自らが公開したものと言い回しが多少異なるだけで、ほとんど同じである。原告が送信したメールは、原告自身が公開の場に投稿した内容が、たまたまメールの形でまとめられていたものに過ぎない。つまり、被告によるメールの全文引用は、公開された著作物を引用して議論する行為と事実上変わらないのである。従って、被告が行ったメールの引用は、著作権法の引用の要件を満たしているので、著作権法に違反していない。
- 8 請求原因2項の「何億円規模の損害」が、被告が原告が送信したメールを全文引用して公開したために生じたという因果関係が全く示されていない。確かに、被告は、原告（あるいは原告代表取締役）の送信したメールの本文を、電話番号等を削除しただけで、そのまま引用して議論した。引用部分は背景色を変えており、誰が見てもどこが引用部分かはつきりわかる状態である。つまり、本件ウェ

ブページを見た読者は、原告の主張をそのまま全文読むことができるので、原告が送信した内容について、誤解が生じる余地は全くない筈である。さらに、原告が送信したメールには、原告の製品が様々なところで採用されているという主張がなされており、訴訟の予告についても、受け取り方によっては、原告が自ら扱う商品について大いに自信を持っているために専門家に対してさえもそのような発言に至ったと解することも可能であろう。すると、被告がメールを引用したことによって、原告が自信を持って商品を勧めている態度が知れ渡ることはあっても、損害が発生することは想定しがたい。原告が請求原因2で主張する「誤解」の内容が不明の上、「誤解」と損害発生との因果関係も不明である。これらの点を具体的に明らかにしてほしい。

- 9 著作権侵害と著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求は、それぞれ別個の訴訟物となる。請求の原因第5項では、著作権と著作者人格権が並べて書かれているだけであり、何ら具体的な損害と結びついていない。著作権と著作者人格権のそれぞれについて、損害賠償の請求額にどのように反映されているのか示してほしい。もし、著作権関連については、損害賠償請求を行わず、差止請求のみを行うというのであれば、その旨を明らかにしてほしい。
- 10 損害賠償の金額の100万円の算定の根拠と、どの条文に基づく請求であるのか内訳を明らかにしてほしい。請求の原因2項で、損害額が「何億円規模」とあるのに、賠償金の額が100万円というのは、常識的に考えて差が大きすぎるため、請求の原因2が100万円の損害賠償請求の根拠と直ちに結びつかない。損害賠償請求の根拠が請求の原因2項ではなく著作権侵害であるなら、財産権としての著作権の侵害と著作者人格権の侵害に分けて、根拠を示してほしい。民法709条、710条を根拠とする賠償請求なのか、著作権法114条の賠償請求なのかは訴状からは明らかでない。訴状を読んでも、なぜ100万円という金額が損害賠償として請求されているのかが曖昧なままであり、全くわからない。
- 11 被告がメールを引用し掲載したウェブページは <http://www.cml-office.org/wwatch/claim/case02/comment01.html>、被告のウェブサイトとは <http://www.cml-office.org/> 以下の内容全てである。原告の削除要求の範囲は、請求の趣旨では「原告の著作物を全て消せ」、請求の原因第7項では「サイトの文書を全て消すことを求めている。著作物かどうか、引用の要件を満たしているかどうかは別途争うとしても、著作権法を根拠とする限り、原告が要求できるのは、ウェブページ内の、原告が送信し被告が引用した、水色のバックグラウンドで表示される範囲に限られ、それ以外の部分について削除を要求する権利はない。削除を求めている範囲は被告が引用した、乙第1号証の水色のバックグラウンドで表示される範囲に限られるということが良いか、念のため確認したい。訂正後の甲第1号証では、青いボールペンで囲って特定した部分のみだということが追加されたが、間違いはないか。

また、現状では原告のメールを全文引用してあるので、被告が原告に批判的な立場で評論していても、読者は原告の主張を余すところなく読むことができる。仮に削除が実現した場合は、ウェブページの URL はそのまま残り、検索結果にも相変わらず出続けたまま、原告のメールを引用している部分だけを、被告による説明に置き換えることになる。たとえば、説明として「ウルフアンドカンパニーの大竹氏から商品を自慢しつつ批判したら訴えるというメールが来ているが訴訟恫喝と思われる」「ウルフアンドカンパニーの大竹氏は本人訴訟が得意だと自慢している」「ウルフアンドカンパニーの大竹氏はむやみに弁護士を dis っている」などの、名誉毀損の免責要件の範囲での批判的内容に書き換えることになる。すると、原告が自信を持って商品を勧めていることを示す部分が現状よりも減るかわりに、原告を批判する内容が増えて、結果として原告の評価を引き下げる可能性もある。それでも引用部分の削除を望んでこのまま訴訟を続けるつもりなのか、改めて確認したい。

わざわざ手間と費用をかけて訴訟をすることで、原告が、今よりも原告の営業にとって不利益になりそうな結果を得ようとしているように見えるため、被告としては少々困惑している。もともと、原告が訴状に書いた削除範囲の指定は曖昧であり、甲第 1 号証の訂正を行い特定したものの、訴状提出時には削除の範囲がページ全体に及ぶと考えていた節がある。請求の原因第 1 項で、原告は検索結果の上位に被告のページが表示されることを気にしている。もし、原告が、メール引用部分について著作権を理由に争えば当該ウェブページ全体も削除させることができ検索結果からも見えなくなるだろう、などという間違った思い込みに基づいて本件訴訟を提起したのであれば、訴訟を取り下げることを勧告する。

- 1 2 請求の原因第 7 項に「被告は、サイトから 2 つの名誉毀損に該当する文書を削除した。」とあるが、名誉毀損であるという判断は、そもそも刑事でも民事でも争っていないためどこからも出ていないので、この記述は原告による嘘である。さらに、『被告は原告が「小波氏に右翼を呼ぶぞ」と嘘を書き』とあるが、被告が「小波氏に右翼を呼ぶぞ」という表現を用いたことはない。従ってこの「」は引用でもなんでもなく、原告があやふやな記憶に基づいて書いたものに過ぎない。第 7 項は、訴状の記載が少なすぎるため、何をどこまで反論するかが決まらない上、損害賠償の一部に入っているかどうかすら訴状に書かれていないため、このままでは争いようがない。
- 1 3 以上のとおり、原告の請求には理由がない。何を根拠として損害賠償の金額を決めたのかさえ訴状にはつきり書かれていないという有様であることも、請求に理由が無いことを裏付けている。従って、直ちに棄却されるべきである。

もし、このまま続けるのであれば、原告の訴状が形式的にも法的にも不完全かつ曖昧かつ内容が不足し過ぎていて、まともな攻撃防御を続けることが不可能であるため、まずは、最低限、答弁書で求めた項目について、明らかにして

もらいたい。

著作権について争う証拠として出された甲第1号証は、引用部分とそうでない部分が明瞭にわかるように編集してあった被告のウェブページを、わざわざ引用部分がはっきりしなくなるように背景などを除いて印刷したものであり、被告の引用の仕方が杜撰であるという印象をことさらに与えるものとなっている。ウェブページの表示が環境に依存するとはいえ、被告のウェブサイトは、Chrome, Firefox といった普及しているブラウザを用いて表示しそのまま印刷すれば、引用部分の背景色がついた状態で印刷できることを確認している。著作権を問題にしている時に、わざわざ引用部分が曖昧に見えるような、背景色の区別の無いものを印刷して裁判所に提出した原告の行為は悪質という他はない。

その他、答弁書中に記載した内容を裏付ける証拠は、訴状の不備がある程度補われた後に、準備書面とともに提出し陳述していく。

話し合いや和解による解決は考えていない。原告代表取締役は、本人訴訟が得意であり、弁護士は不要で、さいたま簡易裁判所越谷支部では名が知られていると主張しており、さらに、原告の従業員と思われる人が、社長は本人訴訟が趣味である旨をネット上で書いている。趣味で他人を提訴したがる人が和解を望むとは考えにくい。一方、被告は「権利のために闘うことは自身のみならず国家・社会に対する義務であり、ひいては法の生成・発展に貢献するのだ。」を座右の銘としており、民事訴訟は近代社会における個人の自立の証であるという価値観を持っている。それでも訴訟によって現実にかなり大きな負担が生じることは社会通念として明らかであるし、大多数の日本人にとってはできれば巻き込まれたく無いことであろう。気軽に訴訟を持ち出して言論と表現の自由をおびやかす、著作権をタテにとって圧力をかけた事実の公表も妨げるという原告の手法が容認されてはならないと考えるので、下級審であっても判決を得て、訴訟恫喝に言論と表現で対抗する手段を確保したい。

なお、訴訟恫喝とでも呼ぶべき理由のない訴訟予告を繰り返し行い、その行為について引用して批判されたら提訴するという原告の行為は、権利の濫用に他ならないので、被告としては、本件訴訟を速やかに取り下げることを期待するものである。

#### 第4 擬制陳述

被告は第1回期日に出頭する予定であるが、新型コロナウイルスの感染拡大やその他の事情により出頭できなくなった場合は、答弁書を擬制陳述とされたい。

以上